賛育会訪問看護ステーション重要事項説明書

1. 賛育会訪問看護ステーションの概要

(1) 事業所の所在地とサービスの提供地域

事業所名	賛育会訪問看護ステーション
所在地	東京都墨田区太平3-18-5
	千代津ビル 1F
介護保険指定番号	東京都指定第 1367191950
主なサービス	墨田区:吾妻橋、石原、押上、亀沢、錦糸、京島、太平、文
提供地域	花、業平、東駒形、本所、緑、向島、横川の全域、江東橋、
	立花、東墨田、東向島、八広、両国の一部
	江東区:亀戸 2~4 丁目

(2)事業所の職員体制 看護師 常勤: 4 名 非常勤: 名

理学療法士: 2 名 作業療法士: 2 名

その他:事務員 1 名

(3)営業時間 月曜日から金曜日 9:00 から 17:30

土曜・日曜・祝祭日・年末年始は休業

2. サービス内容

(1)内容 ①病状・障がいの観察

②清潔ケア・指導

③排泄介助•指導

④褥瘡の予防・処置

⑤リハビリテーション

⑥ターミナルケア

⑦認知症の看護

⑧カテーテル及び医療機器等の管理

⑨医師の指示による医療処置 ⑩その他

- (2) サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の改善もしくは悪化防止、要介護状態となることの予防になるよう適切にサービスを提供します。
- (3) サービスの提供は、親切丁寧に行いわかりやすいよう説明をいたします。もし、わからないことがありましたら、担当看護師に質問してください。
- (4) サービスの提供にあっては、訪問看護計画書に基づき、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。
- (5) 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。

- (6) 当事業所は、主治医に対し訪問看護計画書及び訪問看護報告書を毎月提出します。
- 3. 担当の職員、サービスの相談窓口
 - ① サービスを提供する担当の訪問看護師は、次のとおりです。

担当看護師	管理者	眞鍋	有美子
-------	-----	----	-----

- * 職員は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求め下さい。
- ② サービスに関する相談・要望・苦情等がある場合には、下記までご連絡ください。

ご相談・苦情受付時間	月曜から金曜日 9:00 から 17:30 土日・祝祭日・年末年始は休業	
担 当 者	所長 眞鍋 有美子 印	
連絡先	賛育会訪問看護ステーション 03-3622-9188	

墨田区介護保険課 <u>TEL:03-5608-6544</u> 東京都国保連合会 TEL:03-6238-0177

4. 当法人の概要

法人種別·名称 社会福祉法人 賛育会 代表者氏名 理事長 平野 昭宏

所在地 東京都墨田区太平3-17-8

電話 03-3622-7614

5. 利用料

介護保険訪問看護サービス利用単価ごとの利用料及びその他の費用は、以下の 通りです。

A)時間別単位

20 分未満	314 単位/回
30 分未満	471 単位/回
30 分以上 60 分未満	823 単位/回
60 分以上 90 分未満	1128 単位/回
訪問看護ステーションの理学療法士等に	294 単位/回(20 分)
よる訪問看護(リハビリ)	

- B)サービス提供体制強化加算 I 6 単位/回
- C) 退院時共同指導加算 600 単位/回

- ・入院中医療機関にて在宅での療養上必要な指導を行った場合
- D)初回加算

加算 I 350 単位/月

・新規に訪問看護計画書を作成し、退院した当日に看護師が初回の訪 問看護を提供場合

加算Ⅱ 300単位/月

- ・新規(2 ヶ月以上のサービス提供がない時)に訪問看護計画書を作成 し、退院した翌日以降に訪問看護を提供した場合
- E)特別管理加算 (特別な管理を必要とする方)

(I) 500 単位/月

(Ⅱ) 250 単位/月

F) 複数名訪問加算(I) 30分未満: 254単位/回 30分以上:402单位/回 必要に応じて、同時に看護師2人以上で訪問した時

- G)地域区分別と特別区単価 11.40 円
- H)ターミナルケア加算 2500 単位/死亡月
 - ・在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に 2日以上ターミナルケアを行った場合

I)キャンセル料(実費) 1000円/回・訪問日当日の9時前までにキャンセルの連絡がなく訪問した場合

利用料計算式

 $(例)(A + B) \times 訪問回数 \times 11.40 = 利用料$

*月ごとに訪問回数が変更したり、保険適用外が生じる場合がありますので、その月ごとの利用料は、サービス利用票(別票)の利用者負担分をご覧ください。

- ① 訪問看護サービスが介護保険の適用を受ける場合、介護保険負担割合証に 準じた利用料をお支払いいただきます。ただし、介護保険法令に基づいて保 険給付を償還払いの方法をご希望の場合はお申し出ください。
- ② 提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
- ③ 利用者負担金は、月末締めの翌月 27 日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に、原則口座振替(別途、口座振替用紙のご記入をお願いします。)にてお支払いください。

2015年8月1日 改定 2018年4月1日 改定 2019年10月1日 改定 2020年4月1日 改定 2021年4月1日 改定 2024年6月1日 改定 2025年1月1日 改定